

第36号

令和6年
12月発行

年金だより

もくじ

**P2-5 「公的年金等の源泉徴収票」
を令和7年1月下旬にお送り
します**

P6 令和6年分所得税の定額減税
について／年金相談コーナー

P7 令和6年10月からの退職等
年金給付の基準利率および
年金現価率について

P8 65歳以上の年金の受給方法
について

P9-10 こんなときには届出を

P11 年金相談窓口一覧

P12 ねんきんカレンダー

「公的年金等の源泉徴収票」を 令和7年1月下旬にお送りします

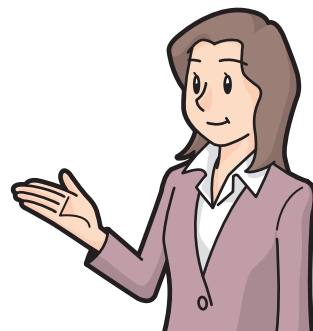
「公的年金等の源泉徴収票」について

令和6年(令和6年1月～12月)中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられた方に、令和6年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りします。

「公的年金等の源泉徴収票」は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、令和6年分の確定申告は、令和7年2月17日(月)から同年3月17日(月)までの間に行うこととされています。詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

①源泉徴収票に関するQ&Aは、5ページをご覧ください。



源泉徴収票の送付予定

令和7年1月下旬に、各共済組合(指定都市・市町村・都市)から順次お送りします。

源泉徴収票がお手元に届く時期が、郵便事情等によっては2月初旬となる場合があります。なお、2月に入っても届かないときは、各共済組合(指定都市・市町村・都市)[※]へご連絡ください。

※連絡先は、11ページ「年金相談窓口一覧」をご参照ください。

源泉徴収票をお送りする方

令和6年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられた方に源泉徴収票をお送りします。

障害・遺族を給付事由とする年金については、非課税となりますので、源泉徴収票はお送りしません。

※老齢または退職を給付事由とする年金は、所得税法上の雑所得として扱われ、所得税が課税されます。令和6年に受けとった年金額が65歳未満で108万円以上の方や65歳以上で158万円以上(老齢基礎年金を受給している場合は80万円以上)の方が、所得税の源泉徴収の対象となります。

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票の再交付は、各共済組合(指定都市・市町村・都市)にて承っています。連絡先は、11ページをご参照ください。

大切な書類ですので紛失しないよう、ご注意ください。

確定申告について

所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

下記のいずれかに該当する方など、令和6年中の所得税を納めすぎている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

代表的な例

- 年金からの控除によらない国民健康保険料、介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財等に損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- 「控除対象となる配偶者または扶養親族がいる」または「本人が障害者またはひとり親等に該当する」にもかかわらず、その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

所得税の確定申告を省略できる方

令和6年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略できる「確定申告不要制度」が設けられています。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となる場合があります。

- 所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

源泉徴収票の電子交付を希望する方

詳細は、本連合会のホームページでお知らせします(令和7年1月下旬に掲載予定です)。

なお、令和5年分の源泉徴収票データの電子交付を受けた方は、原則として、令和6年分の源泉徴収票データも電子交付するため、再度の申込は不要となります。

源泉徴収票

Q & A



Q1 社会保険料の額とは何ですか？

A1 各支給期に年金から控除(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です(納付書等により支払っている場合は記載されません)。社会保険料額の内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)担当課へお問い合わせください。

Q2 特別徴収された個人住民税額は、どこかに印字されているのですか？

A2 源泉徴収票は所得税法上の書類であるため、個人住民税額は印字されませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は印字されないのですか？

A3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は印字されません。ただし、確定申告等の手続きをする際にはマイナンバーカード等の本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

[本人確認書類の例]

例1:マイナンバーカード

例2:通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

※例2については、通知カードの記載事項に変更がない場合に限りです。

Q4 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか？

A4 各共済組合(指定都市・市町村・都市)へご連絡ください。【11ページ参照】
なお、システムの仕様により使用できない漢字があります(例:「禮」→「禮」)。
また、控除対象者欄の氏名の漢字は常用漢字に置き換わっています(例:「高」→「高」、
「崎」→「崎」)のでご了承ください。

Q5 退職等年金給付(新3階部分)の源泉徴収票はどのように発行されますか？

A5 退職等年金給付の終身退職年金および有期退職年金(10年・20年選択)は、所得税法上の「雑所得」として、他の年金と合算された源泉徴収票が作成されます。ただし、有期退職年金を一時金として受け取られたときは、「退職所得」として源泉徴収票が別途作成され、各共済組合(指定都市・市町村・都市)から送付されます。当該退職所得に係る所得税は確定申告で精算できる場合もあります。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

令和6年分所得税の定額減税について

令和6年6月以降、令和6年分の年金から源泉徴収される所得税については、受給権者本人およびその扶養親族等1人につき3万円の定額減税が実施されています。

定額減税の減税額等については、源泉徴収票の摘要欄に次のとおり記載されます。

- 「源泉徴収時所得税減税控除済額」・・・源泉徴収時に実際に減税された所得税額
- 「控除外額」・・・源泉徴収時に減税しきれなかった定額減税額

定額減税に関するQ&A

Q1 源泉徴収時に減税しきれなかった定額減税額(控除外額)は、どうなるのでしょうか。

A1 減税額が、年金から源泉徴収する所得税額を上回り、減税しきれない額(控除外額)がある場合、各市区町村が行う給付措置を受けられる場合があります。
詳しくは、[お住まいの市区町村にお問い合わせください](#)。

Q2 令和6年の途中で扶養親族の人数に変更があった場合、定額減税額の精算はどうなるのでしょうか。

A2 最終的な減税額の精算は、確定申告で行われることとなります。
確定申告については、4ページをご確認ください。

年金相談コーナー

Q 現在老齢厚生年金を受給していますが、加給年金額が支給停止となっているのはなぜですか？

A 令和4年4月から加給年金額の支給停止のしくみが一部変わりました。

次のいずれかに該当する場合、加給年金額は支給停止されることとなっています。

- ① 加給年金額対象者である配偶者の方が、加入期間20年以上の老齢厚生年金の受給権を有しているとき(全額支給停止されている場合を含みます。)
- ② 加給年金額対象者である配偶者の方が、障害を給付事由とする年金の受給権を有しているとき(全額支給停止されている場合を除きます。)

なお、令和4年3月以前は、①の老齢厚生年金が全額停止されているときは、加給年金額は停止しないこととされていたため、経過措置として、令和4年3月31日時点で加給年金額が支給されていた方については、加給年金額の失権事由に該当するか、次の経過措置終了要件に該当するまで加給年金額は引き続き支給されます。

ア 加給年金額が加算されている年金が全額停止となったとき(在職中の支給停止により報酬比例部分が全額停止され、経過的加算額等が支給されているときを含む。)

イ 令和4年3月時点で加給年金額の対象となる配偶者の老齢厚生年金が雇用保険給付との調整により全額停止されていた場合で、雇用保険給付の受給が終わり、停止が解除されたとき。

ウ 加給年金額の対象となる配偶者の老齢厚生年金が併給調整により全額停止となったとき。

退職等年金給付(退職年金)を受給している方へ

令和6年10月からの退職等年金給付の 基準利率および年金現価率について

退職等年金給付は、平成27年10月以後に共済組合の組合員(短期組合員を除く。)として在職していた方を対象とした年金制度です。この制度では、組合員期間中に積み立てる「付与額(掛金・負担金)」とこれに対する「利子」の累計額(「給付算定基礎額」)を年金原資とし、終身退職年金と有期退職年金は、等分した給付算定基礎額をそれぞれの「年金現価率」で除して年金額を計算します。

【年金額算定式】

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}}$$

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}}{\text{支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

給付算定基礎額の利子の計算に用いる「基準利率」および年金額の算定に用いる「年金現価率」は、地方公務員共済組合連合会の定款に定められており、令和6年10月から下表のとおり改定されました。

この改定により、年金額が変更される方には、退職年金の年金額・支給額変更通知書をお送りしていますのでご確認ください。

なお、**計算の結果、年金額が変わらない場合もあります。**

■ **基準利率** 令和6年9月まで 年利0.07% → **令和6年10月から 年利0.26%**

■ **終身年金現価率(主な年齢のみ掲載)** ※変更後：令和6年10月～令和7年9月、変更前：令和5年10月～令和6年9月
算定基礎である死亡率が改善したため、概ね増加し、原則、終身退職年金の年金額は減少することとなります。

年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前
60歳	27.162255	27.052936	70歳	19.107767	18.708053	80歳	11.533766	10.945361
65歳	23.129448	22.821764	75歳	15.213114	14.682560	85歳	8.236461	7.707054

■ **有期年金現価率(主な支給残月数のみ掲載)** ※変更後：令和6年10月～令和7年9月、変更前：令和5年10月～令和6年9月
基準利率の上昇に伴い減少し、原則、有期退職年金の年金額は増加することとなります(有期年金現価率は、死亡率を算定基礎としません。)

支給残月数	変更後	変更前	支給残月数	変更後	変更前	支給残月数	変更後	変更前
240月(20年)	19.485332	19.859541	180月(15年)	14.708452	14.920682	120月(10年)	9.869149	9.964513

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載していますので、是非、ご覧ください。
(<https://www.chikyoren.or.jp/>)

地方公務員共済組合連合会

検索

65歳以上の年金の 受給方法について

現行の年金制度についてご紹介します

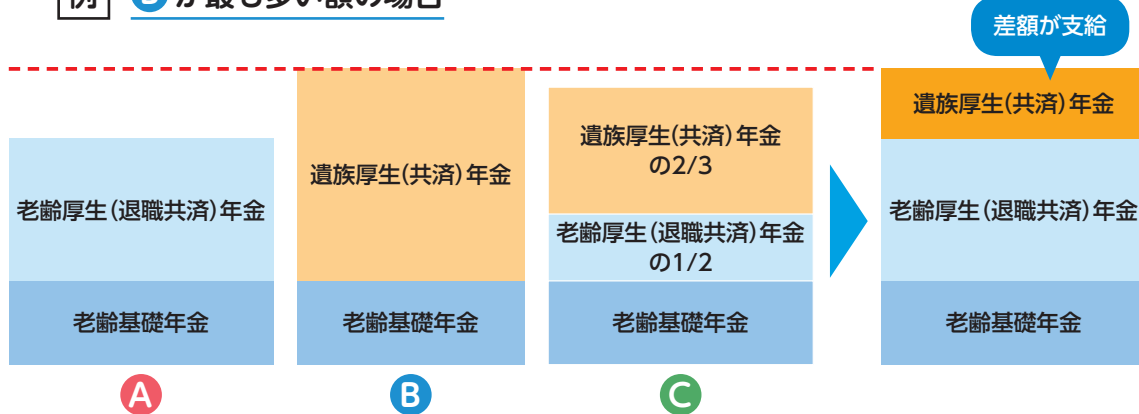
公的年金制度は、「一人一年金」が原則です。給付事由(老齢・障害・遺族)の異なる年金を2つ以上受けられるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。

ただし、遺族厚生(共済)年金と老齢厚生(退職共済)年金の受給権者が65歳以上であるときは、自分自身の老齢厚生(退職共済)年金を優先的に受給し、遺族厚生(共済)年金と老齢厚生(退職共済)年金との差額があれば、その差額を遺族厚生(共済)年金として受給します。

65歳以上の 受給方法

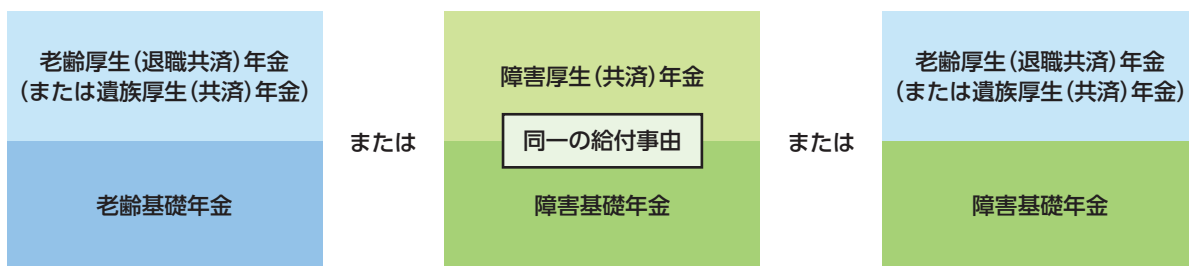
自分自身の老齢厚生(退職共済)年金を全額受給し、遺族厚生(共済)年金は、下図 **A** **B** **C** の中で最も多い額と老齢厚生(退職共済)年金との差額が支給されます。

例 **B** が最も多い額の場合



- ※ **A** が最も多い場合は、遺族厚生(共済)年金は支給されません。
- ※ **C** の計算方法は、受給権者が配偶者である場合に限りです。

また、65歳以上の障害基礎年金・障害厚生(共済)年金の受給権者が、老齢基礎年金・老齢厚生(退職共済)年金または遺族厚生(共済)年金の受給権者であるときは、老齢基礎年金を停止し、障害基礎年金を選択することも可能となります。



こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各共済組合(指定都市・市町村・都市)までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」が分かるものをご用意ください。



届出が遅れると年金が過払いとなることがあります。
過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。

1 公務員として再就職したとき・議会議員に就任したとき

① 公務員として再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金、退職共済年金・障害共済年金または退職等年金給付を受けている方が公務員(退職等年金給付制度が適用されない短時間勤務職員を除きます。)として再就職した場合には、届出が必要です。

② 議会議員に就任したとき

老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったときは、変動や支給のあるごとに各共済組合(指定都市・市町村・都市)に届出をしていただく必要があります(各共済組合(指定都市・市町村・都市)が議会事務局から情報を取得できるときは、届出は不要です。)

2 雇用保険法による給付を受けるとき

65歳未満の方が雇用保険法による給付(基本手当・高年齢雇用継続給付)を受けるときは、届出が必要です。ただし、次の場合は届出が不要となります。

- 老齢厚生年金を請求した際、請求書に雇用保険番号を記載している場合
- 過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合



※基本手当を受けるときは、基本手当の金額の多少を問わず、老齢厚生年金の全部が支給停止になりますので、慎重にご検討ください。

3 受取金融機関を変更するとき

年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要です。

4 氏名・住所を変更したとき

氏名・住所を変更した場合の届出は、原則不要ですが、住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できないときは、届出が必要です。

なお、遺族年金の受給権者は、届出が不要な場合であっても、氏名変更理由の届出が必要です。



- ※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各共済組合(指定都市・市町村・都市)へご連絡ください。
- ※住民票上の住所を変えずに、居所を変更される場合(施設入所、親族の住所へ転居)は、各共済組合(指定都市・市町村・都市)へご連絡ください。あて先不明となり共済組合からの郵便物等が届かず、電話による連絡もつかない場合、年金の支払いを差し止めることがあります。
- ※年金の受取金融機関に対しても氏名変更の手続きを行ってください。双方の氏名(フリガナ)が相違していると年金の受け取りができなくなりますのでご注意ください。

5 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき

遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている方が婚姻(事実婚を含みます。)した場合、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

※事実婚とは婚姻の届出はしていないものの、お互いに婚姻の意思をもって夫婦としての共同生活を送っている関係(内縁関係)をいいます。

なお、遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている子が直系血族および直系姻族以外の方の養子になった場合も、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

また、復氏しても受給権は消滅しませんが、氏名変更理由の届出が必要です。

6 加給年金額対象者に異動があったとき

加給年金額対象者に次のような異動があった場合には、届出が必要です。

- 加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金を受給することとなったとき(ただし、加給年金額対象者である配偶者が65歳となって年金を受給することとなった場合は、届出は不要です。)
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である配偶者の恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)を超えることとなったとき など

7 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方が、婚姻(事実婚を含みます。)により、恒常的な収入が年額850万円(所得で655.5万円)未満である65歳未満の配偶者と生計を共にすることとなった場合、届出により加給年金額が加算されます。

8 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出が必要です。

もしご本人がお亡くなりになったら

年金を受けている方ご本人がお亡くなりになった場合には、ご遺族または関係者の方から電話等にて各共済組合(指定都市・市町村・都市)へすみやかにご連絡ください。お亡くなりになったことに伴う年金の手続きをご案内いたします。

年金相談窓口一覧

年金についてのお問い合わせは、各共済組合(指定都市・市町村・都市)および全国市町村職員共済組合連合会で受け付けています。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8から始まる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時 (令和6年10月1日現在)

指定都市職員共済組合	電話番号
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	電話番号
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2193
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-253-2706

市町村職員共済組合	電話番号
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都市市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-855-9804
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	電話番号
北海道都市職員共済組合 ^{※1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{※2}	052-228-0493
連 合 会	電話番号
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方



年金についてご不明な点がございましたら、上記組合にお問い合わせください。
年金受給権者の方からいただいたお問い合わせ、ご相談については、個人情報等の秘密を守り丁寧にお答えいたします。
なお、お問い合わせの際は、電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようご注意ください。

ねんきんカレンダー

令和6年12月
(2024年)

令和7年12月
(2025年)

までの
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他	
(2024年) 令和6年	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月13日(金)	年金支給日(10月・11月分) ※2	
(2025年) 令和7年	1月下旬		令和6年分「源泉徴収票(はがき形式)」を お送りします。 ※発送時期は、各機関によって異なります。
	2月14日(金)	年金支給日(12月・1月分) ※2	令和6年分確定申告開始 (2月17日～3月17日)
	4月15日(火)	年金支給日(2月・3月分) ※2	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月13日(金)	年金支給日(4月・5月分) ※2	
	8月15日(金)	年金支給日(6月・7月分) ※2	
	10月15日(水)	年金支給日(8月・9月分) ※2	令和8年分「扶養親族等申告書」をお送りします (10月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月15日(月)	年金支給日(10月・11月分) ※2	

※1 【年金支払通知書】は、支払いがある全ての方に各共済組合(指定都市・市町村・都市)を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支給額・支払額(端数調整のみの場合は除きます。)等に変更があった場合には、6月・12月以外でも【年金支払通知書】をお送りします。

- ・支給額：所得税・社会保険料等が控除される前の額のことをいいます。
- ・支払額：所得税・社会保険料等が控除され、実際に送金される額のことをいいます。
- ・端数調整：各期支払額における1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支払います。また、端数の合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てします。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。年金が振り込まれる月であっても【年金支払通知書】が送付されない場合があります。

！ 共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- 1 最近、年金受給者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。各共済組合(指定都市・市町村・都市)および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- 2 マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしております。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第36号 令和6年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>